

# 第五次国有林野施業実施計画書

## 第二次変更計画

(神通川森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 平成30年3月

第二次変更 平成31年3月

計画期間 自 平成29年 4月 1日  
至 平成34年 3月31日

林野庁中部森林管理局

## 目 次

I 変更事由	1
II 変更事項	
6 レクリエーションの森の名称及び区域	2

## 神通川森林計画区 第五次国有林野施業実施計画の第二次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。  
なお、この変更は、平成31年4月1日から効力を生ずるものとする。

### I 変更事由

#### 6 レクリエーションの森の名称及び区域について

「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について（平成27年11月9日付け27林国経第53号林野庁長官長通知）に基づく、レクリエーションの森の設定の見直しのため、北又森林スポーツ林について廃止する。

6 レクリエーションの森の名称及び区域

(1) 自然観察教育林

略

(2) 森林スポーツ林

廃止

(3) 風致探勝林

略